平成２８年（フ）第５３号
北海道苫小牧市美園町２丁目17番18号
ジェーハイツ美園５―101号
債務者　佐藤　伸善
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１５号
群馬県みどり市笠懸町阿左美3326番地３　２号室
債務者　坂本　真樹
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第３０号
群馬県桐生市広沢町２丁目3125番地の50　クローバーマンション301号
債務者　田中　芳之
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第７５号
山梨県甲府市東光寺３―12―21　Ｍａｉｓｏｎ　Ｌａｆｉｔｅ　103号室、住民票上の住所山梨県笛吹市御坂町上黒駒3496番地
債務者　渡邉　　悟
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６６号
三重県桑名市大字江場910番地４　フォーエバーＡ棟105号
債務者　浦山　　大
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第３１４号
京都府城陽市水主北ノ口14番地　府営住宅水主団地１棟501号
債務者　森田　秋子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３３６号
京都市伏見区紙子屋町554番地13　イニシア伏見丹波橋525号
債務者　鈴木　雅代
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３４８号
京都市下京区七条御所ノ内北町93番地　グランドメイソンセブン206号
債務者　吉村多喜男
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４０９号
京都市左京区山端壱町田町８番地６　京福修学院マンション208号
債務者　喜多　香織
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４１１号
京都府八幡市橋本北ノ町39番地の１
債務者　小島　真澄
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４１８号
京都府宇治市槇島町中川原146番地の２　宇治おぐら住宅５棟403号
債務者　長友　佳代
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４２２号
京都市西京区上桂東ノ口町188番地　メゾンあいそめ302
債務者　山崎　　悠（旧姓武内）
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４２３号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地１―623
債務者　髙橋　未来
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
兵庫県尼崎市食満５丁目20番１―606号、前住所兵庫県尼崎市食満７丁目11番１―402号
債務者　橋本　征二
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７３号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目11番１―204号
債務者　吉井　ゆき
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４８号
奈良市大安寺６丁目14番12―103号
債務者　西岡江里子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４１号
鳥取県鳥取市湖山町北６丁目415番地
債務者　石井　利柄
1　決定年月日時　平成28年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
鳥取地方裁判所民事部